

平成21年6月26日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

株式会社 J S P

取締役社長 井 上 六 郎

## 第51回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第51回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報 告 事 項**
1. 第51期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及び連結計算書類監査結果を報告いたしました。
  2. 第51期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

**決 議 事 項**  
**第1号議案**

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。定款の変更内容は、後記のとおりであります。

**第2号議案**

取締役9名選任の件

本件は、原案のとおり井上六郎、塚本耕三、寺西耕一、原田正広、塩坂 健、臼井 宏、山本 均、松笠 隆、小野秀夫の9氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

**第3号議案**

監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり豊口 健氏が選任され、就任いたしました。

**第4号議案**

退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり退任取締役豊口 健、山崎信明の両氏及び退任監査役濱 俊雄氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

## 配当金のお支払いについて

取締役会決議に基づきまして、当期は1株につき7円の配当金をお支払いすることになりました。つきましては、同封の「配当金領収証」によりゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）取扱期間中にお受け取りください。

また、銀行振込をご指定の方には、同封の「期末配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」のとおりお振込手続きいたしましたのでお確かめください。

以 上

---

### ご参考

平成21年6月26日現在の取締役及び監査役の新陣容は、次のとおりであります。

代表取締役社長	井 上 六 郎
取 締 役	塚 本 耕 三
取 締 役 専務執行役員	寺 西 耕 一 (昇任)
取 締 役 常務執行役員	原 田 正 広 (昇任)
取 締 役 常務執行役員	塩 坂 健 (昇任)
取 締 役 常務執行役員	白 井 宏 (昇任)
取 締 役 執 行 役 員	山 本 均
取 締 役 執 行 役 員	松 笠 隆 (新任)
取 締 役 執 行 役 員	小 野 秀 夫 (新任)
常 勤 監 査 役	豊 口 健 (新任)
常 勤 監 査 役	橋 本 雅 司
監 査 役	木 村 茂 久
監 査 役	酒 井 幸 男

以 上

定款の変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(条文に付した下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第12条～第49条 (略) (新設)</p>	<p>第11条～第48条（現行どおり） 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>